

平成19年度 園児・児童の募集

児童館

平成19年度広野町児童館児童の申込みを次の要領により受け付けます。

★入館対象児童

小学1年生から5年生まで

★受付期間

平成18年12月1日から
平成18年12月26日まで

★募集定員

登録児童 約100名

★入館申込み用紙及び提出先

広野町児童館
広野町中央台一丁目六番地

★入館基準

◆登録児童◆

入館申し込みが必要です。
入館対象児童で昼間家庭に保護者がおらず、年間を通して児童館を利用する児童。
次の費用負担(月額)があります。

★児童館使用料 520円、

★保護者会費 300円、

★おやつ代 2,000円

◆日々来館児童◆
入館申し込みは不要です。

幼稚園



平成19年度広野町立広野幼稚園の入園児を次のように募集いたします。

★5歳児(年長児)

平成13年4月2日から平成14年4月1日まで生まれた幼児

★4歳児(年少児)

平成14年4月2日から平成15年4月1日まで生まれた幼児

★申し込み場所

広野町教育委員会事務局または広野幼稚園

★申し込み期間

平成18年12月1日から平成18年12月26日まで

★申し込み方法

広野町教育委員会事務局または広野幼稚園に備え付けの「入園許可申請書」による

★幼稚園就園時間

月曜日～金曜日…午前8時から午後1時15分まで
その他詳しくは広野幼稚園(☎2712221)にお問い合わせください。

尚、町民バス(通園用)を利用したい方は併せて申し込んでください。

預かり保育の園児も同時に募集しています。

★対象児…5歳児で両親共に働いていて昼間の保育が困難な幼児

★預かり保育日…月曜日～金曜日、幼稚園終了から午後6時まで

保育所



平成19年度の保育所入所児童の申込みを次の要領により受け付けます。

★受付期間と受付時間

平成18年12月1日～平成18年12月26日
平日の午前8時30分～午後5時15分

★受付場所

広野町保育所
広野町中央台一丁目八番地

★入所できる年齢と定員

平成13年4月2日から平成18年10月1日までに生まれた児童(定員60名)

★保育時間

●平常保育：
(月～金) 午前8時～午後4時
(土) 午前8時～12時
●延長保育：
(月～金) 午前7時30分～午前8時
と午後4時～午後6時
(土) 午前7時30分～午前8時

★保育所へ入所できる基準

保育所へ入所できる児童は、両親とも次の①～⑦いずれかの事情にある場合。ただし、①～⑥までの場合で家庭に親以外の保育者がある場合は除きます。

①「家庭外労働」

親が家庭の外で仕事をすることが通常であり、児童の保育ができない場合

②「家庭内労働」

親が家庭で児童と離れて家事以外の仕事をする事が通常であり、児童の保育ができない場合

③「親のいない家庭」

死亡、行方不明、拘禁などの理由により親がいない家庭の場合

④「母親の出産等」
母親が出産の前後、または病傷、心身に障害があり、児童の保育ができない場合

⑤「病人の看護等」
家庭に長期にわたる病人や、心身に障害を有する者があり、親が常時その看護にあたっており、児童の保育ができない場合

⑥「母親の求職」
母親が求職中の場合(定員を越えているときには入所できない場合もあります。)

⑦「家庭の災害」
火災、風水害、地震等により被災し、その復旧の間、児童の保育ができない場合

★途中入所
4月以降に入所を予定している場合にあっても、できるだけ受付期間中に手続きをしてください。

★保育料
児童福祉法に定められた基準により、前年度の町民税と、所得税の課税額によって決定します。

★提出書類
(用紙は保育所に備えてあります)

- * 保育所入所申込書
- * 家庭状況申立書
- * 在職証明書または自営申立書・内職証明書
- * 課税証明書

消火器の不適正取引について

消火器の不適正取引に関し最近県内において多数発生しておりますので、十分注意されますようお願いいたします。

1 手口について

- 事前に電話連絡がある。
- 契約書にサインを求められる。
- 消火器を持ち帰る場合が多い。

2 業者については、大阪の業者が多い。

3 対策について

- 電話連絡があった場合は、即答を避ける。
- その場で契約書等にサインをしない。
- 不審な場合は消防署へ問い合わせる。

■お問い合わせ先

双葉地方広域市町村圏組合
消防本部消防課予防係
☎ 024013512119
FAX 024013513520

平成18年秋の全国火災予防運動

平成18年
11/9～15
(木) (水)

「消さないで あなたの心の 注意の火。」



11月9日から15日までの一週間、秋の全国火災予防運動が実施されます。この運動は、火災が発生しやすくなる冬の季節を迎えるにあたり、町民の方々に火災予防の意識を高めていただくことにより、火災の発生・拡大を防止し、火災から尊い生命と貴重な財産を守ることを目的としています。

台所での火災に注意!!

- こんろのそばを離れるときは必ず火を消しましょう。
- こんろの火が衣服に燃え移らないように気をつけましょう。
- 天ぷら油は加熱しすぎないように注意しましょう。

ストーブを使う時は正しい使い方を!!

- ストーブで洗濯物を乾かすのはやめましょう。
- ストーブを家具やカーテンに近づけないようにしましょう。
- 確実に火を消してから給油をしましょう。
- 部屋に誰もいないときは必ず火を消しましょう。
- ストーブのまわりには、スプレー缶等を置かないようにしましょう。

喫煙者はたばこの取扱いに注意してください!!

- 寝たばこは絶対にやめましょう。
- 灰皿に吸い殻をためないようにしましょう。
- くすかごに吸い殻を捨てないようにしましょう。

お近くの消防署では、地域住民を対象とした防火講話や消火器の取扱い訓練などを実施しています。積極的に参加して防火・防災に関する正しい知識と行動力を身につけましょう。

お問い合わせ先

- 富岡消防署 ☎ 22-2119
- 檜葉分署 ☎ 25-2119
- 川内出張所 ☎ 38-2119

火災予防のポイント